

「中山参道景観重点地区」

が新たに指定されました！

中山参道地区では、平成15年度の「中山まちづくり協議会」設立に始まり、18年度には「街づくり協定」を締結し、それに基づく修景事業を行うなど、寺町らしい景観まちづくりに取り組んできました。

その後、平成28年度に、街づくり協定の有効期間及び修景事業が終了したことから、地区の寺町らしい風情ある参道と緑豊かな住宅地を守り、より良いものにしていくための検討の場として、平成29年度に中山まちづくり協議会に、「まち並み景観部会」が設けられました。

そして、平成30年3月より当部会で景観まちづくりについて検討を重ね、令和2年1月に中山参道地区独自の景観まちづくりルールを策定することを求める提言書を市に提出しました。

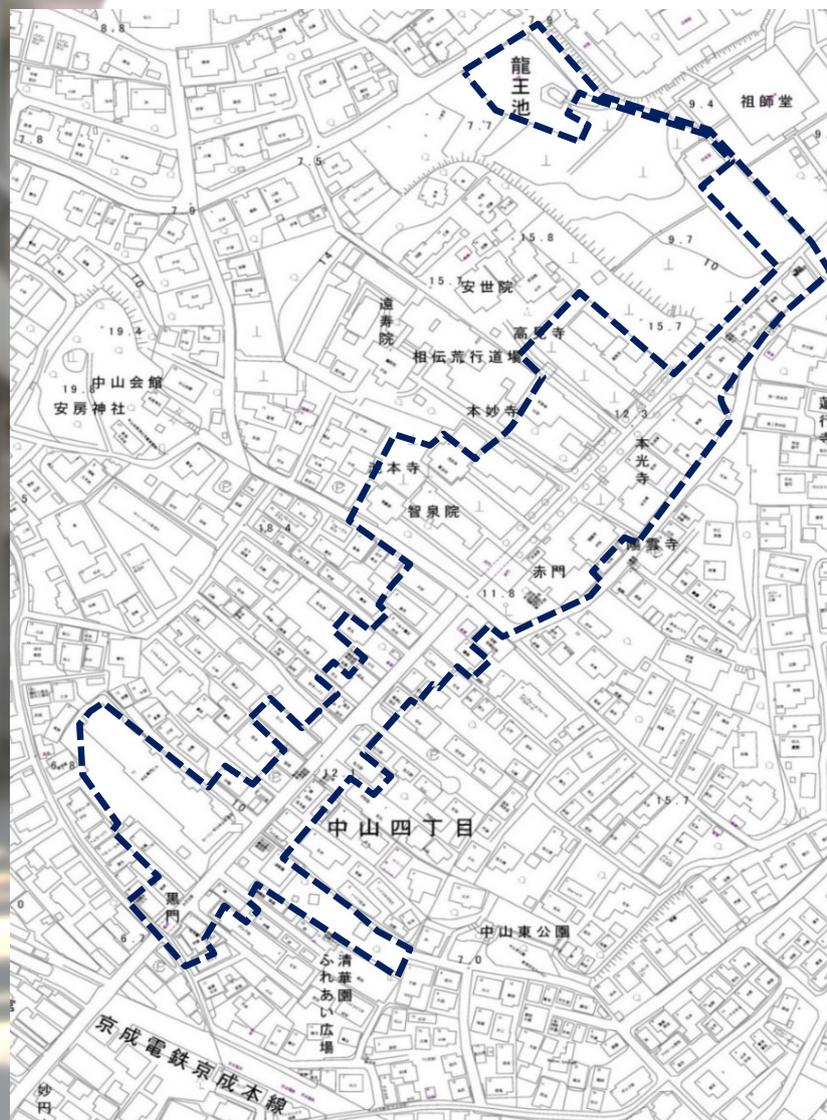
市はこれを受け、景観まちづくりを積極的に行う市内最初のモデル地区として、中山参道地区を景観重点地区に指定いたしました。

これにより、令和2年12月1日より建築物・工作物について新たなルールが適用されます。

景観重点地区の対象になるのはどこ？

A:これまで修景事業等に取り組んできた、「街づくり協定締結区域」と同一区域です。

【新ルールの適用区域】



どんなルール？

A: 令和2年12月1日より、対象区域内で建築物の建築や工作物の建設などを行う場合は、景観形成の方針に沿って行うことになります。

【景観形成のイメージ】

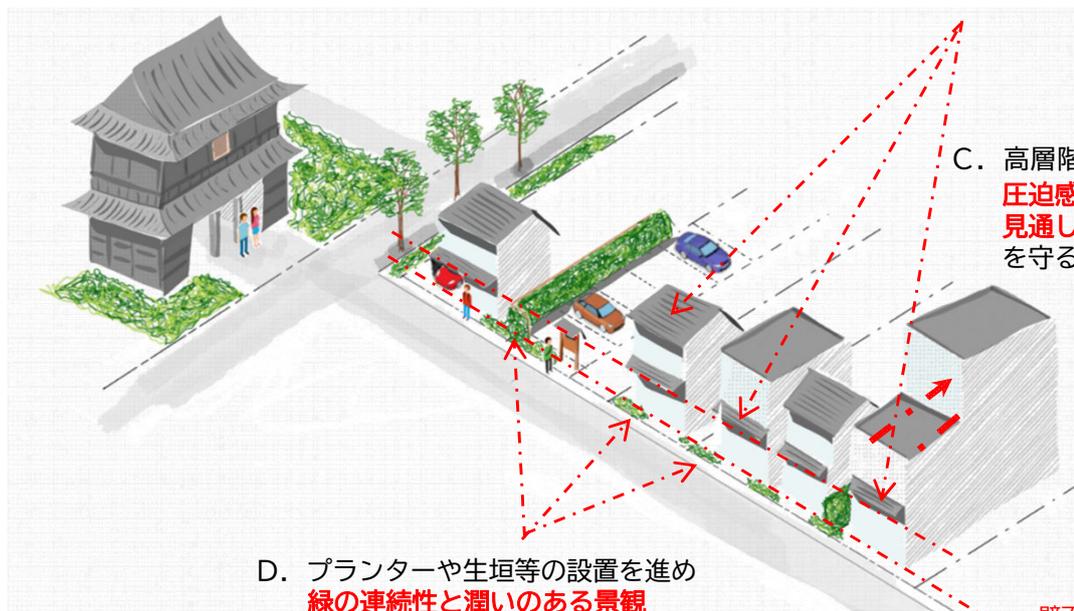
A. 外壁や建具などは和風のものを採用し、**歴史的な雰囲気のある街なみ**を守る／創る

B. 勾配屋根の採用や一階部分に軒庇を設置することで、**寺町らしい街なみ**を守る／創る

C. 高層階の壁面を後退させることで、**圧迫感がなく、ランドマークへの見通しに配慮した街なみ**を守る／創る

D. プランターや生垣等の設置を進め**緑の連続性と潤いのある景観**を守る／創る。

E. 壁面や軒の位置を揃えることで**連続性・統一感のある街なみ**を守る／創る。
(壁面は道路から後退させ、歩行者及び緑化空間を生み出す。)



手続きが必要な？

A: 延べ面積が10㎡を超える建築物の新築・増改築・移転・修繕等や一定の規模を超える工作物の新設・増改築・移転・修繕等を行う場合は、事前に手続きが必要になります。

※行為の種類、規模により必要な手続きが異なりますので、ご注意ください。

事前手続き

=

①事前協議

+

②届出

※市川市まち並み景観整備課
に書類を提出してください

※建築物の新築・増改築の場合は
事前協議後に届出が必要

※その他の行為は届出のみ

詳しくは、市川市公式Webサイトをご覧ください、下記までお問合せください

お問い合わせ先:

市川市役所 街づくり部 まち並み景観整備課

TEL 047-334-1111(代表)

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit09/1111000047.html>

市川市公式Webサイトはこちらから ➡



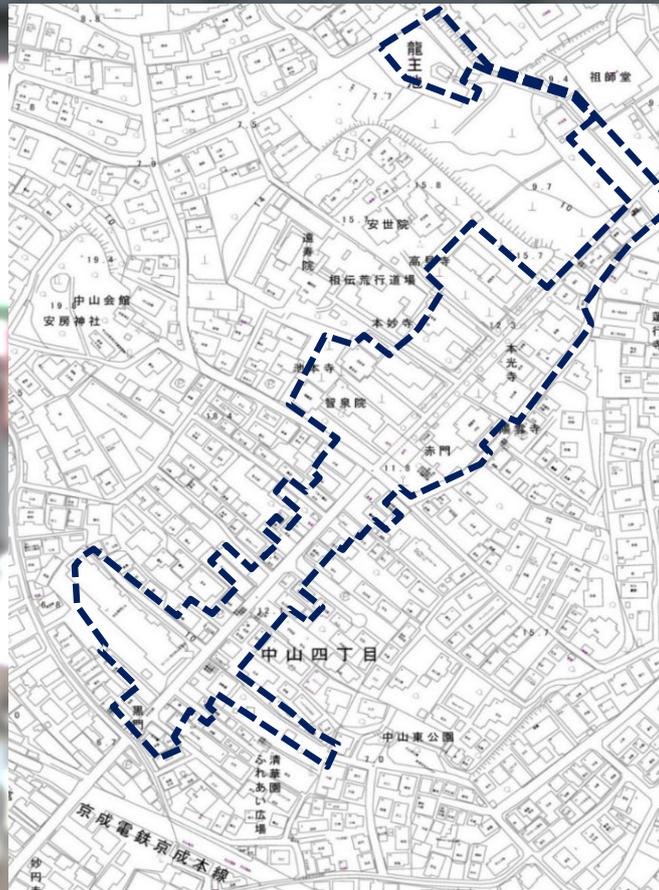
「中山参道景観重点地区」

が新たに指定されました！

市川市では、地元のまちづくり協議会の提言書に基づき、中山参道地区を景観重点地区に指定いたしました。
これにより、令和2年12月1日より建築物・工作物に新たなルールが適用されます。

対象区域

対象区域は、中山法華経寺と一体となった寺町らしい景観の残る以下の範囲です。



中山参道景観重点地区の景観形成イメージ

統一感と賑わいのある商店街／落ち着いた緑豊かな寺院や住宅

A. 外壁や建具などは和風のものを採用し、
歴史的な雰囲気のある街なみを守る／創る。

B. 勾配屋根の採用や
一階部分に軒庇を設置することで、
寺町らしい街なみを守る／創る。



C. 高層階の壁面を後退させることで、
圧迫感がなく、ランドマークへの
見通しに配慮した街なみを守る／創る。

D. プランターや生垣等の設置を進め
緑の連続性と潤いのある景観
を守る／創る。

壁面後退

E. 壁面や軒の位置を揃えることで
連続性・統一感のある街なみを守る／創る。
(壁面は道路から後退させ、歩行者及び緑化の空間
を生み出す。)

中山参道景観重点地区の主な景観ルール

令和2年12月1日より、対象区域内で建築物の建築や工作物の建設などを行う場合は、以下の景観形成基準に沿って行うことになります。

【景観形成基準及び色彩基準（※）】

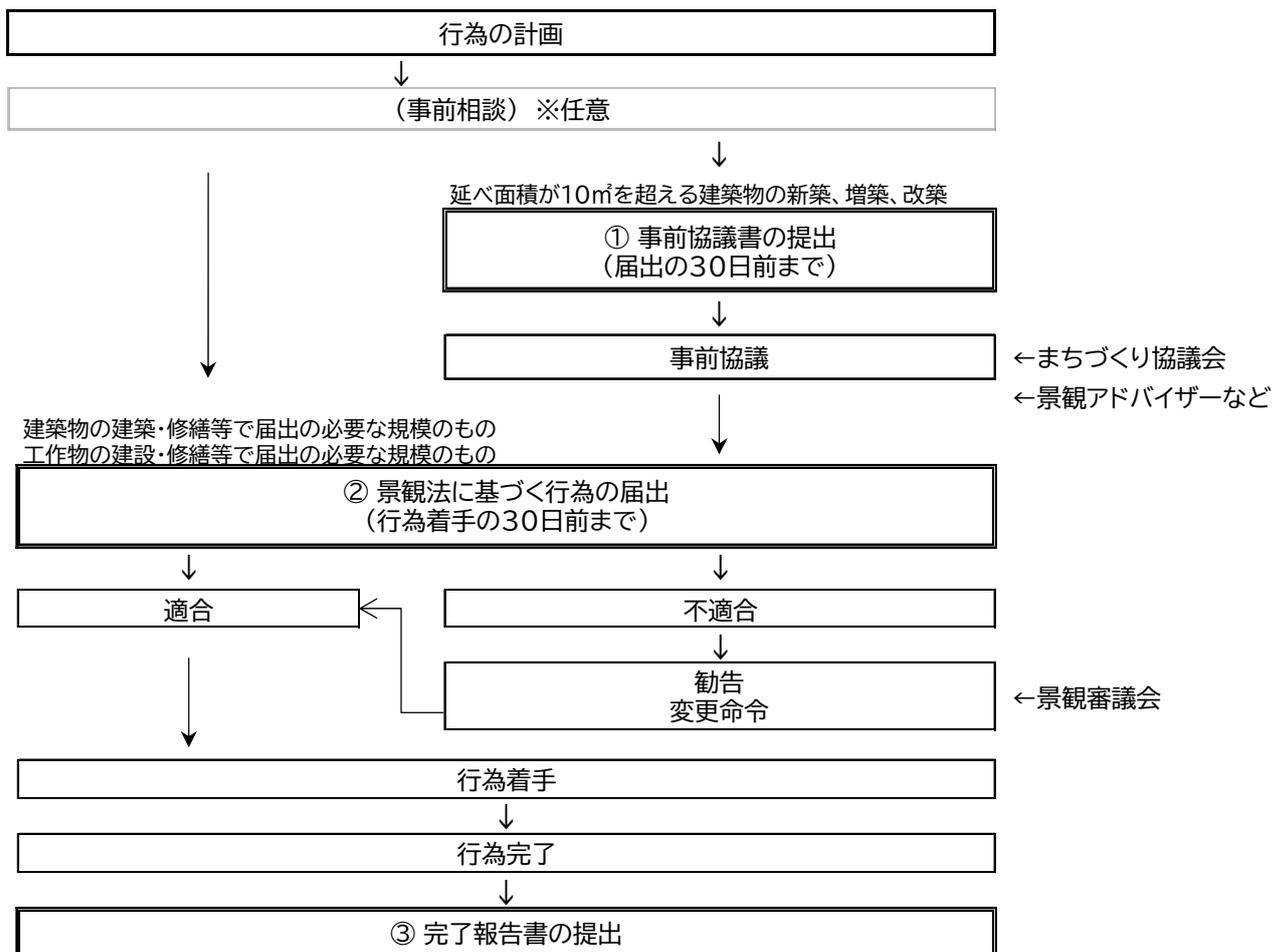
- ① 外壁は道路境界から0.5m以上後退させるよう努める。
- ② 壁面、軒庇の位置を揃えるよう努める。
- ③ 参道に面する建物の部分は2階建て（低層）とし、3階建て以上の壁面は後退させるよう努める。
- ④ 勾配屋根とし、参道に面する1階部分に軒庇を設置するよう努める。
- ⑤ 外壁は塗壁や板壁等とするよう努める。
- ⑥ サッシは木製や木調とし、格子戸とするよう努める。
- ⑦ 独自の色彩基準を設定し、建築物の色彩はその範囲内とする。
- ⑧ 塀等は、生垣や竹垣、板塀等、和風の雰囲気とするよう努める。
- ⑨ 敷地内緑化、軒先緑化に努める。
- ⑩ 駐車場についても周囲との調和、緑化等に配慮する

※色彩基準については、「市川市景観計画【別冊】『中山参道景観重点地区』」をご参照ください。

手続きに関する事項

一定規模の建築物の新築、増築、改築等や工作物の設置、外観の変更等を行う場合には、事前手続きが必要です。

【手続きフロー】



お問い合わせ先:市川市役所 街づくり部 まち並み景観整備課

TEL 047-712-8596

詳細は、市川市公式Webサイトをご確認ください ⇒

